

輸出令別表第1の9(8)(省令第8条第十号)  
 情報セキュリティ(信号の漏えい防止装置)

商品名: \_\_\_\_\_  
 メーカー名: \_\_\_\_\_  
 型及び等級: \_\_\_\_\_

該非用パラメ - タシ - ト  
 (情報セキュリティ・貨物・パート2)  
 様式9 - 08

( 1 / 1 )

CISTEC 2009.10  
 (平成21年10月1日施行政省令等対応)

質 問 事 項	回 答		備 考
<p>第十号 情報を伝達する信号の漏えいを防止するように設計した装置又はその部分品:</p> <p>情報を伝達する信号の漏えいを防止するように設計した装置(電磁波の放射による人体への危害若しくは他の装置の誤動作の誘発を防止することを目的として信号の漏えいを防止するように設計したもの又は電磁波妨害防止標準に基づいて信号の漏えいを防止するように設計したものを除く。)又はその部分品</p>			
<p>当該貨物の形態につき、下記のあてはまるものを選択し、内にレ又は×印を付けた後に、次に進むこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 情報を伝達する信号の漏えいを防止するように設計した装置(装置の形態を持つもの)又はその部分品</p> <p><input type="checkbox"/> 情報を伝達する信号の漏えいを防止するように設計した装置(電子組立品、モジュールの形態を持つもの)</p> <p><input type="checkbox"/> 情報を伝達する信号の漏えいを防止するように設計した装置(集積回路の形態を持つもの)</p>			
<p>第十号に該当し、規制されるものかどうかを判定する。</p>			
<p>・情報を伝達する信号の漏えいを防止するように設計した装置(電磁波の放射による人体への危害若しくは他の装置の誤動作の誘発を防止することを目的として信号の漏えいを防止するように設計したもの又は電磁波妨害防止標準に基づいて信号の漏えいを防止するように設計したものを除く。)又はその部分品か?</p> <p>(解釈)「情報を伝達する信号の漏えいを防止するように設計した装置」:                  情報又は通信の秘密を保持することを目的として漏えいを防止するように設計したものに限り、電子組立品、モジュール又は集積回路を含む。                  「部分品」:他の用途に用いることができるものを除く。</p>	<p><input type="checkbox"/> <u>いいえ</u></p>	<p><input type="checkbox"/> <u>はい</u></p>	
<p>(判定) 以上の結果、標記第十号に該当するか?(注)</p>	<p><input type="checkbox"/> <u>非該当</u></p>	<p><input type="checkbox"/> <u>該 当</u></p>	

(注) 回答欄においてアンダ - ラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、当該判定貨物が標記第十号に非該当であり、1つでも右欄にチェックされた場合は該当と判定される。

作成責任者: (作成年月日 年 月 日)

会 社 名 \_\_\_\_\_

所 属 \_\_\_\_\_

(フリガナ) \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電 話 \_\_\_\_\_